

G 7 競争サミットの開催結果について

令和 6 年 1 0 月 7 日

公正取引委員会

令和 6 年 3 月の G 7 産業・技術・デジタル大臣会合の閣僚宣言において、G 7 の競争当局や政策立案部局間で A I やデジタル市場の競争に関する更なる議論を促すことや、イタリアでの G 7 競争サミットの開催を支持することなどが合意された。

これらを受けて、令和 6 年 1 0 月 3 日及び 4 日、イタリア（ローマ）において、イタリア競争・市場保護委員会の主催により G 7 の競争当局及び政策立案部局のトップ等が出席する「G 7 競争サミット」が開催され、公正取引委員会から古谷委員長らが出席した。

同サミットにおいては、以下の議題について、議論が行われた。

1 競争法の執行とホライゾンスキャニング（1 0 月 3 日）

1－1 A I の鍵となる投入物及びパートナーシップに焦点を当てた、A I バリューチェーンにおける競争上の懸念について

1－2 A I の下流及び隣接市場並びにアルゴリズムを利用した共謀並びに非競争法的な事項に焦点を当てた、A I に関する競争上等の懸念について

2 政策及び規制的な事項（1 0 月 4 日）

2－1 デジタル市場に対する規制・政策アプローチに関する最近の動向について

2－2 A I 市場に対する規制・政策アプローチについて

同サミットにおいては、成果文書として、「デジタル競争共同宣言」（別添 1）が採択された。当該共同宣言では、

○A I によるイノベーションの創出

○A I に関する競争上の懸念

○競争とイノベーション促進のための主導原則

○競争当局等の役割（厳正な法執行、国際協力の強化等）

などについての考え方を示している。

また、同サミットの開催に当たり、O E C D は、デジタル分野における執行事案と事前規制の関係性などを分析した「デジタル市場における競争政策：G 7 諸国における事前及び事後規制の複合的効果」（別添 2）を作成した。

さらに、イタリア競争・市場保護委員会は、G 7 競争サミットにおける議論のため、「A I の技術スタックに係る競争：最近の動向と新たな課題」（別添 3）を作成した。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局官房国際課

電話 0 3－3 5 8 1－1 9 9 8（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>